

**平成29年度国民健康保険税率等
について（答申）**

平成29年1月17日

武蔵村山市国民健康保険運営協議会



目次

はじめに	1
基本的事項における現状	2
1 基本的事項における本市の状況	2
(1) 被保険者数等の推移	2
(2) 決算状況等の推移	2
2 平成27年度決算における多摩地区26市での比較	3
3 国民健康保険税率等の状況	3
(1) 平成28年度国民健康保険税率等の状況	3
(2) 本市の平成27年度決算における課税額の状況	4
(3) 平成27年度決算における応能・応益割合	4
平成30年度からの国民健康保険制度改革	5
平成29年度国民健康保険税率等について	6
1 平成29年度国民健康保険税率等における基本的な考え方	6
2 平成29年度国民健康保険税率等	6
3 多子世帯の均等割保険税の軽減策について	7
(1) 多子世帯軽減を実施した場合の影響	7
(2) 多子世帯軽減を実施する上での法的課題	8
4 今後の国民健康保険税率等改定の方向性	8
おわりに	9



はじめに

本協議会は、市長から諮問があった「平成29年度国民健康保険税率等について」（平成28年10月11日付武発第1178号）を、計4回にわたって調査・検討を行った。

十分に審議を行った結果、平成29年度に改定すべき国民健康保険税率等について、一定の結論を得たので、ここに答申するものである。

基本的事項における現状

本協議会では、平成27年度の本市の国民健康保険事業の状況を分析するとともに多摩地区26市での比較により、現状を把握した。

1 基本的事項における本市の状況

(1) 被保険者数等の推移

	平成26年度	平成27年度	増減率等
市人口	71,984	72,165	0.3%
被保険者	23,256	21,949	△5.6%
前期高齢者数	7,739	7,590	△1.9%
市人口に占める加入割合	32.3%	30.4%	△1.9 _{ポイント}
被保険者に占める前期高齢者割合	32.7%	34.6%	1.9 _{ポイント}
市世帯	30,354	30,719	1.2%
被保世帯	12,751	12,320	△3.4%

市人口に占める被保険者数については、平成26年度と比較し、引き続き減少傾向が続いている。また、平成28年10月からは被用者保険の適用拡大の制度改正が行われたため、更なる減少が進むことが予想される。しかし、被保険者に占める前期高齢者（65歳から74歳まで）の割合は、平成27年度には34.6%となっており、被保険者の高齢化の進展が続いている。

(2) 決算状況等の推移

項目	平成26年度	平成27年度	増減率等
国民健康保険税（歳入）	1,752,687,252円	1,664,415,559円	△5.0%
保険給付費（歳出）	6,145,171,570円	6,178,211,734円	0.5%
法定外繰入金（歳入）	1,264,219,000円	1,160,675,000円	△8.2%
収納率（現年度分）	91.4%	91.9%	0.5 _{ポイント}

被保険者数の減少、特に現役世代等中間所得層が被用者保険に加入することにより、国民健康保険税は減少し、△5.0%となっている。反対に、保険給付費は、被保険者の高齢化、医療の高度化等により0.5%増加し、収支の伸び率に不均衡が見られる。一般会計からの法定外繰入金は、平成26年度と比較すると、後期高齢者支援金、介護納付金等の減少、保険財政共同安定化事業等の影響により若干減少しているものの、引き続き多額の繰入金に依存している状況となっている。

なお、現年度分の収納率は、現年度未納者に対する早期の電話催告、口座振替の推進等の収納率向上対策により、0.5ポイントの増となっている。

2 平成27年度決算における多摩地区26市での比較

全 体	26市平均	本 市	順 位
一人当たり医療費（費用額）（全体）	317,680 円	322,161 円	12 位
65歳以上一人当たり医療費	501,646 円	530,995 円	2 位
70歳以上一人当たり医療費	573,969 円	588,646 円	6 位
一人当たり総所得金額等※	1,097,894 円	835,803 円	24 位
一人当たり調定額	81,896 円	72,440 円	26 位
収 納 率	92.94%	91.82%	19 位
一人当たり法定外繰入金	38,980 円	51,064 円	4 位

※ 一人当たり総所得金額等は、2市が不明としているため、24市での比較である。

多摩地区26市で比較すると医療費、特に前期高齢者である65歳以上の一人当たり医療費が高い状況にあり、また、一人当たり総所得金額等及び調定額が最低である。

3 国民健康保険税率等の状況

(1) 平成28年度国民健康保険税率等の状況

課 税 項 目	種 別	26市平均	本 市	備 考
基 礎 分	所得割	5.07%	5.02%	法定限度額 54 万円 本市限度額 54 万円 限度額到達 15 市
	資産割	9.63% (4 市)	10.00%	
	均等割	24,428 円	20,000 円	
	平等割	7,780 円 (10 市)	5,200 円	
後期支援金分	所得割	1.67%	1.48%	法定限度額 19 万円 本市限度額 19 万円 限度額到達 15 市
	資産割	—	—	
	均等割	9,636 円	10,000 円	
	平等割	2,400 円 (2 市)	—	
介護納付金分	所得割	1.55%	1.40%	法定限度額 16 万円 本市限度額 16 万円 限度額到達 22 市
	資産割	—	—	
	均等割	12,305 円	13,500 円	
	平等割	3,000 円 (2 市)	—	

本市の税率等の状況は、平成27年度に本協議会が答申した内容を基に平成28年度に改定し、多摩地区26市平均と大きな差が生じているとは言えない水準になっている。なお、賦課方式については、平成27年度と比較し、資産割については3市、平等割については2市が廃止としており、引き続き所得割及び均等割の2方式課税に向けた動きが進展している。

(2) 本市の平成27年度決算における課税額の状況

課税項目	課税額	標準課税額※ ¹	不足額（法定外繰入金充当額）※ ²
基礎分	1,341,633千円	2,100,000千円	758,367千円
後期支援金分	412,474千円	656,930千円	244,456千円
介護納付金分	182,321千円	262,348千円	80,027千円

※1 標準課税額は、地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する各課税項目における課税額の考え方にに基づき算出したものであり、本来税で賄うべきとされる額である。

※2 不足額は、あくまで標準課税額と実際の課税額との差であり、法定外繰入金はこの他に収納率、他の事業等も影響するため、法定外繰入金と同額とはならない。

(3) 平成27年度決算における応能・応益割合

課税項目	応能割		応益割		割合
	所得割	資産割	均等割	平等割	
基礎分	59%	8%	26%	7%	67 : 33
後期支援金分	55%	—	45%	—	55 : 45
介護納付金分	55%	—	45%	—	55 : 45

【参考】地方税法に規定する標準応能・応益割合

課税項目	応能割		応益割		割合
	所得割	資産割	均等割	平等割	
基礎分	40%	10%	35%	15%	50 : 50
後期支援金分	50%	—	50%	—	50 : 50
介護納付金分	50%	—	50%	—	50 : 50

平成26年度決算時と同様、基礎分の応能・応益割合の偏りが著しい状況である。



平成30年度からの国民健康保険制度改革

平成27年5月29日に公布された「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により、平成30年度から、財政運営の責任主体を都道府県とする制度改正、いわゆる都道府県化が行われる。

平成30年度以後は、市が、医療費、所得、被保険者の年齢構成等に応じて算定される「国民健康保険事業費納付金」を東京都に納めることとなり、この納付金を賄うための「標準保険料率」が示される。

現在、「国民健康保険事業費納付金」の試算がされており、今年度中には試算結果が示され、試算結果に基づく「標準保険料率」が示される予定とのことである。

平成29年度国民健康保険税率等について

1 平成29年度国民健康保険税率等における基本的な考え方

平成27年度決算額等による現状把握を行った結果、引き続き厳しい財政状況であり、多額の法定外繰入金に依存している状況にあるため、平成28年度に行った税率等改定による財政健全化をさらに進めるため、計画的に税率等の改定を行う必要があると考える。

なお、平成29年度の税率等改定については、平成30年度からの国保制度改革に対応するため、現在東京都において試算を行っている「国民健康保険事業費納付金」及び「標準保険料率」を勘案して行うこととしたいが、試算結果が示されていないため、平成27年度の答申による基本方針に基づき改定されたい。

- 1億1,500万円程度課税額を増額させる。
- 各課税項目における応能・応益割合を法定標準割合（50：50）に近付ける。
- 都道府県化を見据え、資産割・平等割を段階的に引き下げる。

2 平成29年度国民健康保険税率等

上記の基本方針に基づき、各課税項目について試算をした結果、改定税率等については、以下のとおりとする。

基礎分

項目	現状	改定案	比較
所得割	5.02%	5.20%	0.18%
資産割	10.00%	5.00%	△5.00%
均等割	20,000円	24,000円	4,000円
平等割	5,200円	2,600円	△2,600円
限度額	540,000円	540,000円	増減なし
応能・応益割合	62：38	59：41	△3：3

基礎分については、応能・応益割合の是正を行いつつ、不足額を減少させる改定とするものの、低所得者に配慮し、引き続き応能割に比重を置いたものとする。

なお、資産割及び平等割については、段階的に引き下げるのが適当と考えるが、平成30年度の都道府県化に向け、2方式課税とする自治体が増えることが見込まれ、他自治体との保険料比較、適正な住民負担の見える化の観点からも、廃止の方向で検討すべきと考える。

後期支援金分

項目	現状	改定案	比較
所得割	1.48%	1.68%	0.20%
均等割	10,000円	11,200円	1,200円
限度額	190,000円	190,000円	増減なし
応能：応益割合	50：50	50：50	—

後期支援金分については、応能・応益割合の均衡は取れているため、段階的な不足額の解消に向けた改定とする。

介護納付金分

項目	現 状	改定案	比 較
所得割	1.40%	1.60%	0.20%
均等割	13,500 円	14,600 円	1,100 円
限度額	160,000 円	160,000 円	増減なし
応能・応益割合	50 : 50	51 : 49	1 : △1

介護納付金分については、応能・応益割合の均衡は取れているため、段階的な不足額の解消に向けた改定とする。

3 多子世帯の均等割保険税の軽減策について

本協議会では、毎年度計画的に国民健康保険税率等を改定することが適当と答申をしているところであるが、一方で、改定により均等割が増額されていく中、多子世帯における負担についても考慮すべきであるとの考えから、軽減策を実施できないかについて検討した。

(1) 多子世帯軽減を実施した場合の影響

子供（18歳に達する年度末以前の者とする。）が3人以上いる世帯の3人目以降の基礎分及び後期支援金分の均等割を0円とする軽減策を実施した場合の影響について調査、検討を行った。

多子世帯の軽減を実施した場合には、課税総額が減少してしまうため、基本方針である1億1,500万円程度の課税額の増額を確保するため、基礎分及び後期支援金分の均等割を上げることで調整をする必要がある。

	改定案	軽減を実施した場合	比較
基礎分均等割	24,000 円	24,400 円	400 円
後期支援金分均等割	11,200 円	11,400 円	200 円
対象世帯	270 世帯		
軽減総額	12,673,200 円		

※ 低所得世帯に対する7割・5割・2割軽減は含んでいない。

(2) 多子世帯軽減を実施する上での法的課題

国民健康保険税の被保険者均等割額の算定方法については、地方税法（昭和25年法律第226号）第703条の4第9項の規定により、均等割総額を被保険者数で按分して算定するとされているため、全ての被保険者について同額となるものであり、子供の人数によって被保険者均等割額を変更する取扱いはできないものとされている。

これらの検討の結果、本協議会としては多子世帯の保険税軽減策について、子育て世帯の支援の観点から、その必要性は認識するものの、実施した場合には低所得世帯を始め多くの世帯にも影響があること、現在、全国知事会において国に対して要望していること、また、法的な課題等があること等に鑑み、国の責任において法整備を図ることが必要であり、その際に再度検討すべきであるとの結論に至った。

4 今後の国民健康保険税率等改定の方向性

平成29年度に改定すべき税率等については、前述のとおりであるが、平成30年度の都道府県化の際には、財政運営の考え方が大きく変わるため、平成29年度中に示される「国民健康保険事業費納付金」及び「標準保険料率」を参考にし、再度、本市国民健康保険財政の健全化に向けた税率等改定の考え方を抜本的に見直すこととされたい。



おわりに

本市の国民健康保険財政については、一般会計からの多額の法定外繰入金に依存し、収支の均衡を保ってきた経緯があるが、市全体としての財政状況が厳しい折、今までどおりの法定外繰入金を期待することは困難な状況であることから、国民健康保険財政の健全化を図る必要があると考え、平成27年度に財政健全化策について答申したところである。

市としては、本協議会からの答申に基づき、毎年度計画的に税率等改定を行うこととし、平成28年度に税率等改定を行ったところである。今回、本協議会としては、平成30年度からの国民健康保険制度改革、いわゆる都道府県化が行われた際の市の負担等を考慮し、税率等について検討すべきと考えたが、現在、国、地方等において制度改革の実施に向けた協議が進められているところであるため、平成29年度の税率については、平成27年度に定めた基本方針に基づき改定することが適当であると考え、今回の答申を行うものである。